平成２２年（フ）第６４号
三重県名張市桔梗が丘４番町５街区33番地
債務者　川北　弘美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第６４８号
神戸市兵庫区西多聞通１丁目３―18ジェイズマンション302号、住民票上の住所熊本市紺屋町２丁目20番地
債務者　村上　照美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７６号
神戸市須磨区中落合１丁目１番402―503号、従前の住所神戸市北区星和台４丁目９番地の12
債務者　伊藤　秀彦
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９０号
兵庫県三田市乙原2395番地42
債務者　加藤　千尋
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１７号
兵庫県三木市福井３丁目13番10号
債務者　寺尾美由姫
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２５号
兵庫県宝塚市向月町13番11号
債務者　内金　幹子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２１５号
兵庫県川西市寺畑２丁目２番７―205号
債務者　増永ゆかり
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２１６号
兵庫県宝塚市売布１丁目６番５号キュービクルフォー201号室
債務者　山下　幸恵
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第６９号
兵庫県豊岡市塩津町３番17号　市営塩津住宅２―105号室
債務者　アワズ電気こと　粟津　謙一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
鳥取県米子市彦名町5034番地３
債務者　川部　八重
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１０３号
鳥取県米子市米原１丁目８番38号
債務者　隠家　義明
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２８１号
愛媛県松山市津吉町686番地２
債務者　森　　京子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２９０号
愛媛県松山市桑原４丁目９番39号　メゾン・プリミエール302号
債務者　濵岡　正美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２９３号
愛媛県松山市北条317番地１　カーサビエント201号
債務者　前田　直美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４５号
愛媛県今治市室屋町５丁目２番41号
債務者　稲本マチ子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第６１号
福岡県飯塚市小正298番地１
債務者　戸田怜子こと　黄　　慶淑
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第６２号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県住12棟1225号
債務者　戸田慶子こと　黄　　慶玉
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部